

2024年度 第4回  
町田市障がい者施策推進協議会

2025年2月25日（火）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○笹川担当課長 お時間になりましたので、2024年度第4回町田市障がい者施策推進協議会を開催したいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日、司会を務めます地域福祉部障がい福祉課担当課長の笹川です。よろしくお願いいたします。

本日の出席者は17名となります。松崎委員、佐藤委員、中川委員は事前に欠席の御連絡をいただいております。まだお越しでない小泉委員、藤井委員は、遅れての出席という御連絡をいただいております。

本日の協議会には傍聴席を設けておりまして、3名の方が傍聴しています。

また、会議の会議録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は、発言の前にお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

初めに、資料の確認をしたいと思います。

事前に送付いたしました資料が本日の次第、次に資料1「2024年度障がい者計画部会の活動報告」1枚です。次が資料2「2024年度就労・生活支援部会の活動報告」こちらもA4判1枚です。資料3-1「2024年度相談支援部会の活動報告」ホチキス止めになっています。続いて資料3-2「障がい者支援センター・地域生活支援拠点相談支援事業所の相談事例から見える地域課題の整理（案）」になります。続いて資料4「「町田市市民参加型事業評価」改善プログラム（案）について」、資料5「町田市障がい者施策推進協議会委員一覧」になります。

加えまして、当日配布資料として「はるふくまち」と書いたカラー刷りのチラシを頂いております。

不足の資料はございませんか。大丈夫ですか。

また、会議の中で水色の冊子「町田市障がい者プラン21-26」を御参照いただく場合がございますので、お手元に御用意ください。

資料の確認は以上となります。

それでは、以後の進行を石渡会長にお渡しいたします。

石渡会長、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 石渡です。

皆さん、遅い時間に御苦勞さまで。どうもありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第【2】報告事項の（1）障がい者計画部会の2024年度活動報告ということで、計画部長の小野委員に御報告をお願いいたします。

○小野委員 小野です。

資料1です。

2023年度が計画の策定だったので、2024年度は振り返りが中心になりました。5月27日と8月29日の2回です。

2、会議の内容に、主な議論の内容が（1）（2）（3）と書かれていますが、（1）は障がい者プラン21-26の重点施策の振り返り。特にその中で出た意見としては、そこに書かれている孤立障がい者支援の問題や医療機関に対する障がい者差別解消法の周知、避難施設の備蓄物資の問題や重度のグループホームの在り方についての意見が出されました。

（2）は、福祉事業計画の2023年度の実績の振り返りです。ここでも計画の見込量に対する実績について検討されたわけですけれども、特徴的な意見としては、ここに書いてあるとおりです。

（3）は、障がい者プラン21-26（後期計画）（重点施策）の2024年度前期分の取組について評価しました。主な意見としては、重度のグループホームの問題や孤立障がい者支援の取組の状況、Uni-Voiceの実績などについて意見交換が行われました。

今年度の成果としては、そこに書いてあるとおり、基本、今年度は振り返りが中心になりますが、未着手とか、まだまだ検討状況にある施策について着手していくという意見が出されました。

以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

今の御報告について、御質問や御意見がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、先に私からよろしいでしょうか。

孤立、孤独は障がい分野だけの問題ではないということがだんだん広がってきていると思うんですけども、「孤立障がい者」と言った場合に、具体的に「こういう障がいが多い」といったことは整理されているのかどうか、基本的なところですが、教えていただけますか。

○小野委員 部会が2回しか開かれていないので詳細な検討はしていませんが、以前この障がい者プランを策定する前、生活のしにくさについての調査を実施した際に、その冊子の冒頭に

もその調査結果が入れてありますけれども、福祉サービスにつながっている障がいのある人は把握できるんですけれども、福祉サービスにつながっていない障がいのある方、かつニーズがある人になかなか有効な、障がい福祉課で聞き取りをしたりはしていますけれども、人数的には、やはり多いんですよ。ちょっと今、手元に調査の結果がないんですけれども。

意見交換の場では、特に難病であるとか発達障がいであるとか、そういう谷間になりやすい人たちの問題が出されました。

○石渡会長 ありがとうございます。

福祉の課題ということで、引きこもり等も言われていますけれども、そういう背景に発達障がいとか精神障がいの方が多いいなことはよく言われるので、サービスにつながっていないという括りと、何かもう少し突っ込んだ分析をしていただくと、これからの施策等も、「こうあるべきだ」みたいなことが見えてくるのかなと思った次第です。

また分かりましたらお願いいたします。

ほかに何かお気づきの委員がいらっしゃいましたらお願いします。特によろしいですか。

そうしましたら、次に、報告事項（２）就労・生活支援部会の2024年度活動報告を谷内職務代理にお願いいたします。

○谷内職務代理 谷内です。よろしく申し上げます。

資料2を御覧ください。

両面印刷になって非常に盛りだくさんなので、要点のみ申し上げます。

まず、部会は6月3日と今年2月3日の2回開催しております。

会議の内容につきましては、1点目が障がい者計画・障がい福祉事業計画について、福祉施設から一般就労への移行者については2022年度実績より20名は伸びているということですが、残念ながら目標には達していません。

（２）プラン21-26につきましては、重点施策7に「障がい者雇用の促進に関するとりくみ」という項目があります。その中で、企業訪問を行いました。今回は全部で5か所になりますけれども、5か所とも社会福祉法人を訪問し、その結果を共有いたしました。

（３）はハローワークさんで行われていることですが、まず、2024年4月から12月までの新規求職者数は624名ということで、昨年度から73名減少しています。そして、10月4日には昨年度と同様に、エリアを拡大した障がい者就職面接会が実施されています。エリアを広くしたということで参加者も増えているんですが、同時に内定率も上がり、今年度は12.1%となっております。

次に（４）、今度は町田商工会議所さんのほうですけれども、12月4日に障がい者雇用セミナーを開催されています。その中で障がい福祉課から、今回策定されました差別の条例の紹介、説明も行われています。今回は市内の中小企業を中心に、新規参加者42名を含む46名の方が参加され、満足度については87点と非常に高い満足度を得ているという報告を受けました。

（５）市役所における障がい者雇用についてですけれども、2024年度の雇用率は2.51%で、法定雇用率は2.8%ですので未達成という状況でした。不足者数は9名になります。また、都内においては多摩26市中12市が雇用率を達成しており、町田を含む14市が未達成になっております。

裏面に参りまして続きになりますが、市役所における雇用拡大の取組としましては、まず、4月にジョブコーチを職員課に配置されています。また、10月には、庁内の軽作業を集約し、障がいのある会計年度任用職員が一括して請け負う体制としてワークサポートルームを設置しております。ここに障がいのある職員を2名採用ということで、各課から軽作業の依頼があり、好評を得ているという報告を受けております。

次に、（６）一般就労に関する支援機関連絡会ですが、こちらが11月に開催されています。りんくさん、Let'sさん、らいむさん等事業所と、先ほど申し上げた企業訪問させていただいた5つの法人が参加しまして、法人における障がい者雇用の課題について意見交換が行われております。

（７）、今度は就労・生活支援センターの業務の在り方について検討しております。今回は調査の対象地域を広げ、多摩25市を対象に、就労・生活支援センターの業務・運用についての調査を実施しております。それを基に今後の業務の整理を検討していくという状況にあります。

3番は、以上を踏まえての2024年度の成果をまとめております。ここはお読みいただければと思います。

以上となります。

○石渡会長 谷内職務代理、御説明ありがとうございました。

今の就労・生活支援部会の御報告について、何かお気づきのことがおありでしたら御発言をお願いしたいと思います。

それでは、就労・生活ということで、今日、出席してくださっている委員のお立場としては商工会議所のセミナーですと陶山委員とか、町田職安ですと湯地委員とか、ナカポツセンターのことも出ているんですが、何か補足いただけることがあれば。

陶山委員、何かございますか。

○陶山委員 陶山でございます。

報告ございましたように、12月4日に行いました。皆さん非常に興味を持って、積極的に御参加いただけたという印象でございます。

商工会議所が策定の段階から関わらせていただいたことも、興味を持っていただける一つのポイントになっているかと思えますけれども、御参加いただいた皆様から、具体的に障がいをお持ちの方と共に働くとか、お客様として積極的にお迎えすることについて、もう少し深くお互いに情報を共有してみませんかということで、ちょっとコメントとはずれて一部広報になってしまいますが、3月10日にもう一回、同じようにということではありませんけれども、行う予定であります。

また違う方をお招きしてと思っているんですけれども、少しだけ皆様と共有させていただければと思うんですけれども、今回は、実はサブタイトルが「共生社会とビジネスチャンス」となっています。ここに御参加の皆様からは趣旨がずれているのではないかという御指摘をいただいでしまうかもしれないサブタイトルではあるんですけれども、中小企業の社長の皆様と向かい合ってみると、障がいをお持ちの方を雇用したりお客様として積極的に迎え入れたときに、「我が社の業績は上向きになりますか」そういった御質問をいただくケースも実は多くございます。

ただ、人材不足で苦労している中で、インクルーシブ教育を受けてきている学生等も本当に多い中で、共に行きしていこう、共に会社をやっていこうというメッセージを出すと、そこで優秀な人材を確保できるという事例の報告もあったり、また、町田商工会議所の中でも、社長が70代、80代を迎えて事業承継がうまくいっていないところが障がいをお持ちの方の作業所としての在り方を模索していたりしまして、私は、障がいをお持ちの方を雇用したりお客様として積極的に迎え入れると「会社は上向きになります」と言っていて、例えば、例えばと例を挙げるような形になっているんですけれども、今度はツチダさんたちにもシンポジストとして御登壇いただく予定ですが、町田市全体で共に働き、お客様を迎え入れる、そういった風潮をつくればと思っております。

おかげさまで満席だと聞いておりますが、この会議などでも取り上げていただいて興味を持ってもらっていることには感謝しているところでございます。

○石渡会長 陶山委員、とても具体的なお話をありがとうございました。

湯地委員、職安のお立場で何かお気づきのことがあれば、ぜひお願いしたいと思いますが。

○湯地委員 湯地でございます。よろしく申し上げます。

ここに書いてありますように、ハローワークで障がいのある方たちの仕事を探している状況とか、就職の状況を御報告させていただいているところですが、今年度は障がい雇用率も上がっているということで、雇っていただく環境としては進んでいるのかなど、ハローワークの目からは見えています。

一方で、企業さんの雇用率で見ると、市内と東京全体とを比べると、まだまだ余地があるのかなとも思っておりますので、そういったところはハローワークとしても企業の皆様に御協力をいただいて、雇用していただくよう進めていかなければいけないと感じております。

○石渡会長 ありがとうございます。

就労・生活支援センターのこともありますが、藤本委員、何か補足があればぜひお願いしたいと思いますが。

○藤本委員 りんくの藤本でございます。

(7)の就労・生活支援センターの業務整理検討のところ私がお伝えしておきたいところになるんですが、今、りんく、Let's、らいむともに就労・生活支援センターに関しては圧倒的に人手が足りず、皆さんの相談ニーズに応え切れない状況が続いていて、これから3センターがどうしていくといいのか町田市と一緒に話をしているところです。

今、コロナの時期の本当に就職先が見つからない、実習先も見つからないというところから、障がい者の雇用情勢としてはよくなってきた部分はあるんだろうなと思いつつ、まだまだ障がいの種別によっては難しい。ジョブ型雇用というんでしょうか、お仕事ができる人、コミュニケーションが取れる人を採用したいと会社さんから面と向かって言われることもあるので、私たち就労・生活支援センターも登録者のためにという支援ではなく、事業主の皆さんに「障がい者雇用とは何ぞや」という御理解を深めていただくことで、障がい者雇用全体をサポートしていかないといけないなど。

登録者一人一人の方に向き合う支援はとても大切ではあるんですが、就労移行も今はたくさんできていますので、その部分を就労移行支援事業所だったり就労継続支援の方たちに担っていただいて、私たちは事業主の皆さんにアプローチするといった方法で形を変えて就労支援をしていくことも含めて、今、いろいろな側面でどのように支援をしていくのか考えているところです。これから先も、この協議会に参加する中で何か皆さんに御協力いただくことや御提案できることがあったらいいなどは思っています。

以上です。

○石渡会長 小泉委員、お願いします。

○小泉委員 小泉です。

すみません、ちょっとずれた意見になるかもしれませんが、就労率が上がっていくのと同時に、そこで働く方たちの定着率とか離職率がどのくらいかということも併せて検討していく必要があるのではないかと思った次第です。

もう一つは、障がいのある働く青年たちと話をする機会があるんですけども、困っていることがある人がとても多くて、職場の一般の人と人間関係がうまくつけれないとか、差別を受けて、仕事が遅いとか厳しい言葉を投げつけられて、我慢できなくなってトラブルを起こして辞めるケースとか、あるいは大規模な店舗でも、障がいがある人が働いていた小さなお店が閉鎖になってしまって、職場の中での異動はできたけれども、本当に体がきつかったり、慣れない仕事の中でいろいろな人に相談ができないんだといった声も多く聞きますので、そういう働いている人たちが困っていることとか、そういう相談ができるような仕組みは町田の場合にはどこにあるのか。

あるいは職場の方の研修、先ほど商工会議所のお話もありましたけれども、その中でぜひ、定着というか、働きやすい仕組みにしていく。雇用の入口は今、広がっていると思うんですけども、その中でどう定着を進めていくとか、働きやすい環境とはどういうものかといったことも併せて検討していく必要が残されているのではないかと思います。

○石渡会長 小泉委員、大事な御指摘ありがとうございました。

でも、今、小泉委員がおっしゃったような障がい者雇用によって明らかになった人間関係等にちゃんと対応している企業は、それこそ先ほど陶山委員がおっしゃっていた企業としてのメリットみたいなところにつながっているような話も聞くんですけども、定着支援については、何か部会で明らかになっているようなことはありますでしょうか。

○谷内職務代理 定着支援については、特に数字で出ていないんですね。事務局の方、いかがですか。定着率ですが。

○湯地委員 定着支援の数とか率は、ハローワーク、職安でも把握していないですね。ハローワークでやっている事業としては、ハローワークを経由して雇用された企業さんに一定期間たってから定着支援ということでサポートに行くという事業はあるんですけども、数字的なものは、ちょっと押さえていないですね。

○石渡会長 行政のほうで何かお分りのことはありますでしょうか。

○伊藤主任 事務局の伊藤と申します。就労・生活支援部会の事務局を担当しています。

昨年まで行っていた福祉事業計画の中で、第6期の計画の中に就労定着率という指標があり

まして、その中で2022年度と2023年度の成果が出ています。過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合を就労定着率しており、この定着率が8割以上の市内事業者数が全体7割以上という評価指標になります。成果としてこの2か年度に関してはそれが全体の5割超、半数超になっています。

現在、就労支援は就労先を見つけるところから一段階進んで、定着率に力を入れているところが多くなっています。皆さんが長く勤めることについて一定の成果は出ているんですけども、そこからさらに上乘せをしていくという状況には至っていません。

○石渡会長 ありがとうございます。

○土田委員 障がい児・者「親の会」の土田です。

先ほど藤本委員や小泉委員から障がい者に寄り添う支援というお話がありましたけれども、やはりコミュニケーションが取れなかったり仕事ができなかったりするの障がい者であって、コミュニケーションが取れて仕事ができるなら、それは普通の人として雇っていただきたいと私は思うんですね。

そのために、ジョブコーチという役割がすごく大事だと思っていて、ジョブコーチは一般的には障がいのある人にそこのお仕事の説明だとか、やり方を教えるんですけども、そうではなくて受け入れる側をコーチしていただきたいんですね。「この人はこういう障がいがあって、こういうことはできません」とか「こういうことが苦手です」と受け入れ側にコーチして、仕事がしやすいようにしていただくことがジョブコーチの仕事なのではないかと思って、もちろんそうしている方もいらっしゃるんですけども、あまりにも数が少な過ぎて、そういう丁寧な対応ができていないのが現状だと思います。やはりジョブコーチも、利用する方はたくさんいらっしゃいますので、そこを何とかしていただければ。身近で相談に乗っていただける立場でもあると思いますので、そういうところを考えていただけたらと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

ジョブコーチの役割にはそういう企業へのアプローチもあるはずですが、個人によって違うのかなと思うので、そのあたりをはずひまた、就労・生活支援部会や先ほどの商工会議所のセミナーなどが意味を持ってくるかと思いますので、ぜひとも。

小泉委員、何か補足はよろしいですか。

○小泉委員 はい。

○石渡会長 就労支援に関して、ほかに何かございますか。

では次に、相談支援部会の2024年度活動報告を堤部会長にお願いしたいと思います。

○堤委員 堤です。

2024年度の相談支援部会の活動報告をします。

まず、相談支援部会の目的と開催経過ですが、目的は例年同じなので、これを読んでいただけたらいいかなと思います。

今年度の取組項目ですが、まず①が、障がい者支援センター連絡会の中で収集・整理された情報、これは障がい者支援センターが開催するネットワーク会議、5地域でネットワーク会議をやっているんですけども、そういった内容や地域生活拠点等から提出された地域課題——これは地域生活拠点として新たにできた地域体制強化共同支援加算記録書という長い名前の記録書があるんですけども、そういった相談事例を含んだ課題を共有して、地域課題を抽出するということ。

②が、地域生活支援拠点の面的整備について、相談支援以外の障害福祉サービスにも登録を進める、③施策推進協議会のグループ討議のキーワード出し、④基幹相談支援センターの見学と役割の確認、⑤「緊急時予防・対応プラン」の運用について検討するといったことが取組項目です。

開催は5月28日、10月10日、1月28日の3回でした。

この開催とは別に、基幹相談支援センターの見学を今年度は4か所やりました。7月23日に東大和市、10月2日に帰宅基幹相談支援センター、12月9日に川崎市北部基幹相談支援センター、12月25日に西東京市障害福祉課ということで、実際の訪問と、オンラインでもつないでという形で見学させていただきました。

具体的な会議の内容になりますけれども、まず、地域の体制づくりに向けての情報共有ということで、重点施策3「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に関連して、地域体制強化共同支援加算の記録書から課題を抽出するとともに、地域生活支援拠点等の在り方について検討しました。

②は重点施策9「相談支援体制の強化」について、障がい者支援センター・地域生活支援拠点等相談支援事業所の相談事例から見える地域課題の抽出、整理の情報共有を行いました。これは資料3-2、A3の大きな紙になります。

課題の具体例がずらずらと出ていまして、その具体的な達成項目が3段階で書かれていますが、今後の歩みとしてこういうことができたらいいなということで、この課題解決に向けての協議の場は現在、白紙です。課題はいっぱい出てきていますけれども、具体的にこれらにどう取り組んでいくかは来年度の課題にもなっている状況です。

報告書に戻りますけれども、（２）地域生活支援拠点の面的整備について。

相談支援事業所に加えて短期事業所の登録増加に向けて話し合いました。短期事業所が入ってきています。

それから、施策推進協議会のグループ討議のキーワード出し。

これはちょうど1年前、2023年度の相談支援部会の活動で、施策推進協議会でも問題共有してほしい等いろいろ提案したんですが、それを受けて、市内の障害福祉サービスの課題についてグループ討議を行っていただくことが実現しました。相談支援部会ではその討議のために、どんな課題があるかキーワード出しについて検討し、以下のことを提案しています。①施設・病院からの地域移行について、②障がい者の重度化・高齢化について、③相談支援と医療の連携について、④グループホームにおける支援について。

部会と協議会との間で連携した1つの場が持てたという点ではよかったと思うんですが、これを今後、継続していく形がいま一つつくりだせていないことが、今後の課題になっているかなとは思いますが、とにかくそういう場が持てたのは、昨年度としてはよかったと思います。

（４）基幹相談支援センターの役割の確認。

先ほど言った4自治体の基幹相談支援センターの見学を行い、それぞれの自治体での基幹相談支援センターの役割と特徴を検証するとともに、町田市における基幹相談支援センターの在り方を話し合った。

町田市の場合ですと、行政が基幹相談支援センターの役割を持っていますけれども、他の自治体では行政がやっているところ、行政と民間委託で行っているところ等々、様々ありまして、それらの役割が、では今後、町田市ではどんなふうに行っているかねみたいな話し合いをしました。

（５）「緊急時予防・対応プラン」の運用について。

2023年度に完成した緊急時予防・対応プランを周知することを目指して、相談支援事業所連絡会で研修を行うこととか、各事業所でまず緊急対応が予想されるケースから始めてみましようか等、対応を話し合いました。現実問題として、相談支援事業所で計画相談とともにやっていただきたいという意図で始めたんですけれども、計画相談だけで皆さん本当に手一杯ということで、本当は計画相談をやっている利用者さん皆さんにこの緊急時予防・対応プランができたらいいなと思うんですが、できることから、どうやってスタートしようかといった話し合いを行いました。

2024年度の成果です。

まず、相談事業による障害福祉に関する課題の整理・抽出としては、「障がい者支援センター・地域生活支援拠点等相談支援事業所の相談事例から見える地域課題の整理（案）」の作成を通して課題の整理・抽出の情報共有ができました。

(2) 生活生活支援拠点の面的整備については、相談支援事業所のほか、新たに5か所の短期入所事業所が登録しています。

(3) 施策推進協議会でのグループワークのキーワード出しについては、先ほど大体話してしまいましたけれども、部会で課題となった人材育成や体験の場等、相談支援部会だけでは解決できない課題について、協議会としての受皿をどのように作り、実現していくかを協議会に提案、グループワークの実現となり、町田市の課題を協議会の場で共有することができました。

(4) 基幹相談支援センターの見学としては、4か所の見学を通じて町田市での障がい者支援センターの役割とか地域生活拠点等の連携のイメージなどをつくることができました。

(5) 「緊急時予防・対応プラン」の周知については、時間的にこれについて十分な討議は行えなかったのですが、「緊急」について共通認識が持てるような各事業所への働きかけについて話し合いました。それから、このプランを実際に使っている現場で役に立ったという報告も受けて、来年度に向けて一つの弾みがついたということがあります。

来年度に向けてですが、来年度は3回を予定しています。今回いろいろ共有された地域課題の整理を行い、今回は課題が共有されただけなので、部会としては課題の優先順位を決めて問題解決を図り、必要に応じて協議会にも提案していきたいと思っています。記録書は3通しか出ていないんですけども、支援センター連絡会がまとめてくれたものでは本当に課題が山のようにあるので、この優先順位を決めて課題解決を図るために、ワーキンググループの開催も視野に入れていく必要があるかなと考えています。

地域生活支援拠点の面的整備については、相談支援や短期入所以外の障害福祉サービスにも登録を進めたいです。地域生活支援拠点連絡会を通じて、地域の体制づくりに関して議論を深めていきたいと思います。

それから、「緊急時予防・対応プラン」の活用が広がるように、さらなる周知と改良を進めたいと思います。

あとは、新しい——新しくもないのかな。相談支援指針を数年前、相談支援の計画相談が始まった頃に作成しているんですが、2012年スタートでこれできたのが2014年ぐらいだったと思うので、もう10年たっているし、現実と合わない部分の見直しを行っていききたいというのが

あります。

それから部会で出た意見として、この協議会に提案したいことですが、施策推進協議会は自立支援協議会を兼ねるとしているのです、自立支援協議会、いわゆる計画の進捗確認は現実的にやっていますけれども、社会資源の開発等に向けても自立支援協議会的な機能をいま以上に発揮してほしいということで、4回のうち1回は自立支援協議会として地域の課題解決に向けての協議をする場になってくれたらいいなという話が出ています。

そのためには、各部会から協議会に課題を提示するのはもちろんですが、協議会からも各部会やワーキンググループ、市に対して課題を提案、還流するような双方向の動きができるといいなという意見が最後の部会で出てきました。

以上です。ありがとうございました。

○石渡会長 堤部会長、ありがとうございました。

本当に大事な課題をいろいろ整理してくださっているなと思いましたし、最後の、部会と自立支援協議会でもある推進協議会の双方向のやり取りなどは本当に大事なことだなと改めて思いました。

今の御報告について、何かお気づきの委員がありましたらお願いしたいと思います。

○刑部委員 刑部です。よろしくお願いします。

堤委員を中心に相談支援部会でまとめていただいた資料でちょっと気になったのが、資料3-2で、やはり一番右の「課題解決に向けての協議の場」がまだ設けられていないのが、やはり課題が多いのかなというところと、そこを捌き切れていないことをすごく感じています。

普段、障がい者支援センターで職務に務めさせていただいて、今、9年たっているんですが、9年前と比べると課題も変わってきていますし、当然新しい課題も出てくるし、前から続いている課題もあるので、適宜協議の場があるといいなと私も共感するところです。

また、相談の幅だったり課題も広がってきているので、それをこの相談支援部会でまとめ過ぎていると、また動きといいますか、幅が広がってしまうと思うので、課題に関して、例えば部会を2つに分けるとか、とにかく進んでいくということを示していかないと、大変なのは現場になってしまうので、そういうところで、この施策推進協議会で検討ができればいいなと感じています。

意見になります。

○石渡会長 刑部委員、ありがとうございました。

課題が整理されてきているけれども、その解決に向けてということです。先ほど堤部会長か

らワーキンググループという御提案もあったかと思いますが、刑部委員としては「こんなやり方」とか、何か具体的に考えていることがあればもう少し。

○刑部委員 おっしゃるとおり、期間限定のワーキングチームなりワーキンググループが必要かなとは思いますが。この場で検討するにもし切れない部分もたくさんあると思うので、個別具体的に対策が取れる場だったり、そういう編成をしたほうがいいのかなどと思うところがあります。

○石渡会長 ありがとうございます。

堤部会長、何か補足ありますか。

○堤委員 刑部委員、御意見どうもありがとうございます。

部会の中でもワーキンググループの、多分課題を分けたほうがいいんだろうとか、部会だけで抱え切れないものについて——昨年度、グループホームについて協議会のほうで場を設けられるかもしれないという話があったけれども立ち消えていたりして、やはり部会の中でももう少し優先順位とか課題の整理をした上で、具体的に協議会に提案して、部会の中でできるワーキンググループと協議会の中で別に設けたほうが良い部分みたいなことを整理していきたいと思っています。

私自身の感想で言えば、昨年度、記録書が3枚しか出てこなくて、記録書のためにワーキンググループが必要かなと思って昨年度もワーキンググループの必要性を書いたんですけども、記録書自体は少ないけれども、これだけ支援センターのほうでいろいろな問題が上がっているということで、ちょっとのんびりし過ぎたなというのが実は反省としてありまして、来年度はしっかりと課題を整理して、年度末を待たずにできれば協議会に提案できるような体制がつけられたらいいなと思います。

今のは決意表明で、実際にできるかは何とも言えませんが。

○石渡会長 ありがとうございます。

課題整理とか優先順位をつけていただくと、協議会としてもどう動いたらいいのか見えてくるかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

刑部委員、いいですか。

○刑部委員 ありがとうございます。

○石渡会長 緊急時の予防・対応プランがあるという御報告もいただいたんですが、民生委員のお立場では、災害時のこととかいろいろ検討してくださっているかなと思うんですけども、何かお考えのこと等あればぜひお願いできればと思ったりするんですけども、いかがですか。

特にいいですか。

○荻野委員 はい。

○石渡会長 失礼しました。

相談支援部会関連で、ほかに何かございますでしょうか。

病院からの地域移行みたいなことも話題になっていたりしますけれども、飯長委員のお立場で何かお気づきのことがあれば、ぜひお願いしたいと思います。

○飯長委員 では、少し発言させていただきます。

今、堤委員からの御報告、とても御示唆に富んでいて、いろいろ学ぶところ、現状がよく分かりました。課題もある程度分かりました。

私どもの会員等の動きを見ていますと、やはり医療と社会福祉をつなぐコーディネーター的な方が少ない。例えば就労移行支援事業所の方がそういう役割を果たす場合もあるし、医療機関の精神保健福祉士のような方がそういう役割を持っているところもあるんですけども、なかなか機能していないんですね。ただ、実際に就労移行支援事業所にはたくさんの当事者たちが集まっているわけで、その方たちがどういうルートで医療と福祉の間を渡ってこられたのかといった検証も大事だと思うんですね。

あるいは町田市には5か所の障がい者支援センターがあるわけですけども、私の不勉強もあると思うんですが、センターの相談機能の実績を拝見したことがないんですね。私は、実は現役のとき心理相談が専門でございまして、いつも言っていたのは、相談をやったということではなくて、どういうことがやれて、そのアウトプットとしてどういう結果になっているか、その辺をちゃんと押さえていかないと数字の実績が先に出てしましまして、今日の資料3-2にもありますけれども、こういうものの読み込みというか、一つ一つの評価、プラス・マイナスを丁寧に見ていく。検証するなんていう話ではなく、前向きな視点で見ていくようなことがやれるといいなと思います。

今、申し上げられることはそのくらいです。

○石渡会長 ありがとうございます。

相談を受けてどのような成果、アウトプットとおっしゃいましたけれども、やはりその辺が見えるようにするためにもこれからの、さっきのワーキンググループの成果なども含めて、具体的なやり方もいろいろ考えていかななくてはいけないのかと思いました。

相談支援部会の報告について、ほかに御意見がおありの方は。

今、医療と福祉の連携という話も飯長委員から出ましたが、今日は医師会関係の先生方がい

らっしゃらないので、そのあたりがお聞きしにくい状況かと思いますが。

ほかに何かございますか。取りあえず、ここまでの御報告についてはよろしいでしょうか。

それでは次に、次第の【3】その他の（1）「町田市市民参加型事業評価」改善プログラム（案）についてということで資料4を用意していただいていますので、この御説明をお願いいたします。

○山口係長 事務局の山口です。

資料4につきまして、私から説明させていただきます。

改めまして、この障がい者施策推進協議会は障がい者差別解消法に基づく支援地域協議会を兼ねるという位置づけとさせていただいておりますが、障がい者差別解消に関する取組の内容が市民参加型事業評価の対象となっておりますので、その点を踏まえて、こちらの協議会で報告させていただきたいと思っております。

町田市市民参加型事業評価ですけれども、町田市では2008年から取り組んでおりまして、毎年ではなく、コロナのときはちょっと空きましたが、2年に1回、そのときどきの市民の方々の関心が高い内容、市民ニーズが高い内容に絞り込みまして、市民の方々に参加いただいて事業評価を行うものとなっております。

1、市民参加型事業評価とはということで、記載されている内容を読み上げますと、町田市では、市民の声を市民サービスの向上に活用するため、市の事業を、市民が評価し、改善につなげる「市民参加型事業評価」を実施しています。この事業評価では、評価対象事業について、高校生を含む市民と有識者で構成する評価人チームが、事業所管課の担当者との対話を通じて、事業の問題や課題等を洗い出し、現状を評価します。その後、評価人チームと町田市で課題の解決策を考え、事業の改善のための取組を示した改善プログラムを作成し、事業の改善を進めますという内容で、町田市では子供や若者に参画いただいているところがユニークな取組になりまして、今回も合計6名の高校生に参画いただき、若者目線での御意見をいただいたところ です。

内容ですが、2、事業評価当日の概要に、実施した日時、場所と、今回エントリーで関心が高かった6つの事業について、上から順に、市民協働に関しては「地域コミュニティの課題解決と参加促進」、保健予防費に関して言えば「食育の推進」、そして上から3つ目、障がい者福祉費に関して「障がいへの理解促進」ということでエントリーされました。

エントリーに当たって、一番右の「評価結果区分」欄には「一部改善すべき」「大いに改善すべき」という記載があるかと思いますが、区分としては合計4つありまして、「満足できる

事業である」「一部改善すべき事業である」「大いに改善すべき事業である」、そもそも「市が取り組むべき事業ではない」という4つの段階で評価人の方から評価を受けるという内容の中で、障がいへの理解促進につきましては「大いに改善すべき」という評価を受けました。

では、どのような議論がされたのかが、3の「障がいへの理解促進」の議論のポイントになります。

①障がいへの理解促進の生活について、②障がいへの理解促進のための周知開発の手法について、③普及活動の協力者集めについて、この3点について、今まで町田市障がい福祉課が取り組んできた内容を御説明したところ、「大いに改善すべき」という評価結果になりました。

この「大いに改善すべき」評価ですと、今まで取り組んできたことが間違っていたのではないかと捉えられがちではありますが、4の評価コメントを見ていただけたらと思います。

これまでは、少ない人員と予算の中でよくやってきている。

これまで培った経験や知見をもとに、町田市の目指すべき方向性や成果を明示し、障がいへの理解が100%進む、差別が解消される共生社会構築までのプロセスと方策を所管課が取りまとめ、庁内や議会、市民に共有していくことが重要だと考える。高い志をもってさらに励んでいただきたい。

難しいことだと思うが、この事業の重要性を鑑みると、予算と人員はもっと増やしてもよいと思う。

こういったことで、評価人の方々から、今まで取り組んできている方向性をさらに後押しするという応援の意味を込めて「大いに改善すべき」という評価をいただきました。

では、具体的にどんな意見が出てきたかということで、2ページを引いていただけたらと思います。

先ほど申し上げた3つのポイントがある中で、まず①障がいへの理解促進の成果については、アンダーラインを引いているところを読み上げていただけたらと思いますが、現在の成果指標だけでは効果がわかりにくい。わかりやすい成果を市民と共有することが重要である。理解促進の成果を図るためには、数値的な目標が必要である。合理的配慮の進み具合を成果指標として設定してはどうだといった御意見をいただきまして、その御意見につきましては、「このようなプログラムを作成して」というところにつながっていきます。

②障がいへの理解促進のための周知開発の手法については、障がいのある方と実際に関わるといったような体験型のイベントが効果的、理解促進のためには、周知啓発を継続すること、障がいへの理解促進に関する取組は、恒常的に行う必要がある、障がいの有無にかかわらず、同じ体

験を共有する体験方のイベント、幅広い世代に周知するには、SNSなど広告媒体を増やす、学校を通じて発信といったことがキーワードとして挙げられています。

最後、③普及活動の協力者集めについては、庁内他部署や民間企業などと連携しながら障がい理解を推進する旗振り役となってほしい、子供から大人に情報が伝わり理解が深まることもある、市内事業者や、市内で文化・スポーツイベント等を行う団体との連携するといったことが障がい理解に関する取組では効果的ではないかという御意見をいただいたところになります。

それを踏まえまして、改善プログラムとして改善の方向性を示したのが3ページになっております。

この改善プログラムですけれども、期間を決めていまして、来年度と再来年度、具体的には2025年度と2026年度の2か年度において、まずはこの改善プログラムを確実に実施していくことが求められております。

①障がいへの理解促進の成果については、分かりやすい成果を市民と共有すること、数値的な目標を定めることが必要であるということでしたので、改善プログラムでは、それに向けた取組の方向性を4つ示しています。

ナンバー1では、共生社会の実感度に関する指標の設定ということで、差別解消条例のことになりますけれども、「差別解消条例が施行されたことも内容についても知っている」と思う市民の割合を指標としました。

直近、2か月前の2024年12月に10月に施行した町田市の差別解消条例の周知度を聞かせていただいたところ、10.8%でした。これは町田ちょこっとアンケートという、市民ニーズですとか事業の周知度をはかるウェブアンケートで聞かせていただきました。10.8%というのはまだまだ低いところでありまして、「条例が施行されたことは知っているけれども、内容がまだ分からない」という方は、10.8%とは別に約15%いらっしゃいました。そうすると、まだ75%の方がそもそも条例のことを知らないということで、4人のうち3人の方が知らない状況となります。

それを一番右側、目標値を20.0%として、2年かけて5%ずつ上げていくという目標を町田市では掲げております。

この20%の目標値を設定するに当たりましては、他市の条例の認知度等を聞かせていただく中で、やはり最初は周知啓発の動きはとて多いけれども、時間がたつとだんだん下火になってしまって認知度も低くなっていく傾向がありましたので、町田市では少なくともそれを下げずに上げていくということで、5%ずつ2か年で合計20%以上を掲げていきたいと思っております。

2番、障がい者差別のない共生社会の実感度に関する指標の設定ということで、「共生社会」という大きな大きな視点になるんですが、町田市が「共生社会のまちに十分になっている」と思う市民の方の割合を指標としました。

これは直近では11.6%で、1つ参考となるのが、条例を制定するに当たりまして、条例が出来上がる前と後でこの数値が変わっているかどうかを比較するために同じようにウェブアンケートで聞かせていただいたところ、1年間で0.4%ではありますが、数字としては上がっているという結果でした。

これにつきましても1年間で約5%、2か年で20%にすることを目標値として設定いたします。

ナンバー3につきましてはさらにそこから絞り込んで、条例を知っているというところが、人によって認知度というところは指標によってありますので、条例のポイントでもあります合理的配慮だったり障害の社会モデルといったところに焦点を当てまして、そのことを知っているかどうかこれから改めて設問を設定して、調査していきたいと思えます。

最後、4番は日常生活における差別感ということで、1年に1回「性別や障がいなどによる差別がない」と思う市民の割合を聞かせていただいておりますが、2024年度はまだ未定ということで、年度末にその数値が発表される予定です。

以上、①については、まずは目標数値を掲げて取り組んでいって、市がただ行うのではなく、それに基づく振り返りができるような取組として指標を設定させていただきました。

次に4ページ、②障がいへの理解促進のための周知啓発の手法についてです。

障がい理解の促進のため、幅広い対象の方に届く周知啓発を行う必要があるということで、特に高校生、若者目線ということですので、SNSを使った広報活動が必要で、それも単発ではなく継続的にということがポイントとなりますので、SNSまたは広報まちだなどでの情報発信回数を1つ目に掲げております。

ナンバー2につきましては、障がいの有無にかかわらず参加できるイベント等の実施ということで、障がいのある人もない人も共にその場で一緒に活動する体験型のイベントが理解促進にはとても効果的であるということで、そのイベント等の実施回数を目標値として掲げております。

ナンバー3につきましては、特に子供を対象とすることがこれからは大切な考え方ですという意見もありましたので、若年層を対象とした障がい理解の促進ということで、今、準備を進めております障がい理解の啓発冊子の改訂ができた暁には、それを有効活用して、特に学校現

場で活用できる取組をしていきたいと考えております。具体的には、教職員の方々に「心のバリアフリーハンドブック」を授業で使ってもらうことを検討しているところです。

最後になりますが、5ページ、③普及活動の協力者集めについては、障がい理解の促進のため、学校や外部、庁内等と連携を図り、普及活動の協力者集めを行います。

ナンバー1、2、3はそれぞれ主体が異なっておりまして、1番につきましては庁内の他部署と連携した周知啓発の取組、ナンバー2は民間企業等との協働による周知啓発活動の回数、3番につきましては学生との協働による周知啓発の実施ということで、それぞれの現状値と、目標値としては、その取組回数を倍に増やしたいと考えております。

前回の障がい者施策推進協議会で、委員の皆様それぞれのお立場で取り組まれている障がい理解や差別解消に関する取組を御紹介いただきました。今後、障がい福祉課で障がい理解に関する取組をするに当たりまして、一緒に行えるところ、協働で取り組めることがありましたら、相乗効果が見込めることもあろうかと思っておりますので、障がい福祉課から「この取組と一緒に」ということで、共に活動していけるように委員の皆様にアプローチもさせていただこうかと思っておりますので、その際にはぜひ御協力をいただきたいと思います。

以上、市民参加型事業評価とはどういったものか、その中で障がいへの理解促進がどのような評価を受けて、今後どうしていくかを御説明させていただきました。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

かなり突っ込んだ議論をしていただいて、提案もしていただいているなど私は感じたのですが、今の御説明について委員の皆様から御質問、御意見等お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○辻委員 辻です。

②の障がい理解促進のための啓発の方法としてSNSを使うと書いてあるんですけども、例えばどういうプラットフォームで発信されるのかを知りたいです。

○石渡会長 どういう発信方法でということですが、事務局で何か考えていることがおありでしょうか。

○山口係長 今、2つのツールを考えておりまして、1つ目が、既にあります旧ツイッター、今で言うXで実際にもう福祉情報を発信しているんですが、さらにその頻度を上げて発信していきたいと思っております。

2つ目は新しい取組ですが、高校生の評価人の方からは、学校でクラスの友達と、こういった条例があるという話にはなったことがないということでした。それを踏まえて今回、高校生

の方々と協働いたしまして、今、子ども発達センターでボランティアで活動されている方々と一緒に、この条例がどういうものか「市の職員に突撃インタビューしました」みたいな形で取材に来ていただきまして、その取材動画を高校生の方々がよく見るSNSで、学校の中で展開していくような取組を検討しております。学生の方がよく見る場所に、どういう条例かというインタビュー記事等をアップしていきたいと思っております。

具体的なSNSの、Xではない何かというのは、これから高校生の方々の意見を聞きながら決めていきたいと思っております。

○石渡会長 ありがとうございます。

Xを使ってということと、高校生などに非常に前向きに協力していただけそうだという御説明をいただきました。

○山口係長 1つは、ユーチューブでの発信というのはもう決まっているんですけども、ユーチューブだけではなく、すみません、私もあまり詳しくないんですけども、「若者たちは今はこういう動画もよく見ますよ」というプラットフォームがあるということですので、そういったところにも掲載していけたらと思っております。

○石渡会長 ユーチューブを使うことも考えているということですが、今の御説明を聞いた上で、辻委員、何か補足はございますか。

○辻委員 Xのほかに、インスタグラムなどはもう使われているのでしょうか。

○山口係長 市のインスタグラムのアカウントは、今、分かる限りではないと思っております。

○辻委員 分かりました。

この障がい者施策推進協議会とは別に、私は町田市障がい者差別解消条例の相談員もやっているんですけども、そちらでも、やはりSNSでの発信が足りないのではないかという問題が出たんです。これからは、SNSでの発信にもっと力を入れていただきたいと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

今、SNSの成果については、課題も含めていろいろなところで話題になっていますが、ぜひ工夫していただきたいと思います。

○山口係長 高校生と相談させていただきながら、ぜひ進めていきたいと思います。

先ほど私、市のインスタグラムはないと発言してしまいましたが、すみません、ありました。失礼いたしました。市のインスタグラムは、特に観光プロモーション系の情報はそういったところで発信させていただいていますが、福祉に関しましても前向きに検討していきたいと思っております。

○石渡会長 ありがとうございます。

○飯長委員 町田市もいろいろ努力しているなと思いました。

今の御説明の中で、「他部署と連携した」という言葉が出てまいります。私、2年前にこういう委員会に出させていただいたんですけれども、実はほぼ同時期に福祉総務課さんが中心になっている町田市福祉のまちづくり推進協議会のメンバーにもなりまして、何で2つあるんだろうとびっくりしたんですね。非常に似ている。成立の経緯はいろいろあると思います。例えば福祉総務課のほうでは交通のバリアフリーといったことも非常に重要でございますし、歴史的なことは私には分かりませんが、連携してという御説明があったので、大変心強く思いました。

というのは、今日、前半で大分御説明がありました就労の問題。就労した先の話。先ほどの御説明で、資料4の4ページの一番下に若年層を対象とした啓発の話があって、そこに「心のバリアフリーハンドブック」。実はこの間、21日にその会議がございまして、そこで今年度の会議が終わったんですけれども、これは今回改訂したのは小学生向けですが、当然大人向けもあってしかるべきなわけですよ。

小学生といっても4年、5年。そうすると大人になるまで、どうでしょうか、もう十年。成人が18歳だから8年間になるかもしれませんが、実際に職場で動くようになるには20年。20年待ってられない。子供たちが20年先に障がい者に対する理解を深めていることはとても大切なことだと思うのでございますけれども、やはり現在、社会をリードしている企業等で活躍していらっしゃる方々がこの辺のことに理解を深めてくださることは物すごく大事だと思うんですね。その辺向けの啓発とか、今、出てきた発信の仕方とかそういったことを、町田市はせっかくいいハンドブックを作っているわけですから、そういったものを活用して——実際にもうやっているのかもしれませんが、私が知らないだけだったら大変申し訳ないんですけれども、ぜひその辺も積極的に。

そこが変わっていかないと、やはり障がい者は定着していかないんですね。これはずっと前から思っていたことなんですけれども、どうぞお考えいただければ大変ありがたいと思います。

○石渡会長 若い方向けというのは非常に期待されますが、もう成人になった方へのというあたりで何か市として取り組んでいることはおありでしょうか。

それから、こういうことは社会福祉協議会が福祉教育ということでやっていることも多いのかなと思ったりするんですが、叶内委員、何か情報おありでしょうか。

○叶内委員 特にはないんですけれども、社会福祉協議会の主なる仕事は地域福祉の推進、広

く地域の福祉の力を高めていく仕事でございますので、そういった意味では、地域の中で支援を必要とする方がいたときには一緒になってやれることを探して、「地域の人と一緒にやれるようにしたらこんな感じができるのではないですか」みたいな相談はしていきますが、社協で言えることはそのぐらいだと思います。

すみません。

○石渡会長 ありがとうございます。

社協によっては福祉教育にかなり力を入れて、いろいろな年代にアプローチしているところもあるかなと思うんですが、特に今、行政のほうでも大人の方向けにというのは、情報としてはないという理解でよろしいのでしょうか。

○笹川担当課長 飯長委員おっしゃったように、「心のバリアフリーハンドブック」については福祉のまちづくり協議会で話が出て、4月に改訂になります。

小学生向けにそれを広めていこうという狙いの1つに、子供から親御さん、ひいてはおじいちゃん、おばあちゃんにも話が広がっていく効果が見込まれるということで、それは先ほど申し上げた市民参加型事業評価の中でも評価人さんから、子供へのアプローチはそこだけで終わらない、家に帰って「今日、学校でこんな話があったんだよ」ということで広まりやすい。逆に社会人の方を忙しい中つかまえても、興味のない方はなかなか関心を示してもらえなかったりするので、子供から大人へ、さらにおじいちゃん、おばあちゃんへというところを見込んでの小学生へのアプローチという面がございます。

あとは社会人向けということで、先ほど陶山委員からもお話があったとおり「合理的配慮」という企業にお勤めの方に一番必要な観点からのアプローチを、陶山委員に御協力いただいて進めているところでございます。

○叶内委員 事業がたくさんあり過ぎて、やっと思いついたんですが、まず、若年層向けに夏体験ボランティアというのをやっています。仕組みとしては、高校生からできるんですね。高校生が来るんですけども、興味を持って、夏休みにボランティアをしようということで体験ボランティアの説明会に来られる方もいれば、あるときは、八王子の高校生が非常に多かったんですよ。よく調べたら、八王子の高校で夏のカリキュラムとしてボランティアをやってくださいということで、異様に八王子の方が多かったということで。毎年やっております、200人前後の方が夏の間に体験ボランティアをやっているということです。

もう一つは、福祉体験というのがありまして、車椅子とかアイマスクとかそういうものを学校に持ち込んで、小学生、中学生に体験させるというものです。これは若年層以下の、子供向

けのものでございまして、なぜ思い出さなかったかというと、それを取り入れる小学校、中学校が偏っているんです。町田市内の全部の小学校、中学校でやっているかということではなくて、小学校の一部、中学校だと薬師中学校が一番多かったような気がします、本当にごく一部なんです。福祉体験用の地域のボランティアさんが学校に行き、社協の職員と一緒に小学生、中学生に車椅子に乗ってもらったりアイマスク体験をしてもらって、要するに、障がいのある方に近づいていくための一つの経験としてそういうことをやっています。

○石渡会長 ありがとうございます。

○陶山委員 商工会議所から出ているという立場でございまして、特に今回の合理的配慮について啓蒙していきたいと思っております、何回か申し上げましたように山口さんと一緒に登壇することが多いんですけれども、山口さんのお話の中で聞いている人がとても印象に残るのが、町田市の条例では市民にも努力義務がありますということと、当事者の方もぜひ思ったこと、気がついたことをどんどん言ってくださいということになっているところ。そこら辺は、本当にそうなんだねということで、町田市全体で取り組もうというふうにそういった部分からもなっているんだろうなと思います。

商工会議所の一部の役員たちとの話ですけれども、合理的配慮について理解して、社員と話をしたことがある社長を20%にしてみようよという話をしています。それから、これは理想がすぎますけれども、「我が社は合理的配慮に取り組む努力をします」と宣言してもらおうような、そこをきちんと数値目標で、今回の御指摘にもございましたが、どれだけ広まったかちゃんと数値目標を立ててやってみようということに私どもも反応して、ちょっとそんな話をしています。

その結果として、先ほど言いました3月10日なんですけれども、実は商工会議所には飲食・給食部会というのがありまして、そのマツイ部会長に今度、シンポジストとして参加していただくんですけれども、飲食店の皆様に特に理解を進めてみようという部会長がおっしゃってくださっていて、例えばある日を定めて「町田市の中心市街地では、今日は障がいをお持ちの方を積極的に受け入れます」みたいなことを飲食店でやれたらいいねとか、株式会社障害者の安藤社長と一緒に合理的配慮をしているお店に食べに行き、それをユーチューブで発信してみよう、なんていう話をしたりしているんですけれども、そんなことを通じて、SNSでそれがどれだけどういう形で広がっていくかというのはありますが、行政が発信するだけではなく、まちでそういうことをいろいろ行ってみて、それを個人が発信していくことが必要なのかなと思っています。

大きな目標としては、先ほどの障がいをお持ちの方の就労の法定雇用率のこともございますが、合理的配慮もそうですけれども、当事者の方に「まちが変わったな」と実感してもらうことだと思っております。なので、私が申し上げた社長たちの20%が理解しているといっても、当事者に「町田のまち、変わった」となってもらわなければ意味がないと思うので、その辺の数値目標を、繰り返しになりますけれども、サービスを提供している側の者たちともう一回きちんと話して、皆さんにもお伝えできればと改めて思いました。

○石渡会長 ありがとうございます。

町田はせっかくあんなすばらしい条例をつくったのですから、ぜひと思いますし、やはり私は、障がい理解というのは当事者の参加抜きには絶対できないと思います。手をつなぐ育成会なども、親御さんたちが理解というところでとてもインパクトのある研修等やってくさっていますし、やはり障がい理解というところで当事者参加をどうするかはもっと明確にしていく必要があるかなと思ったりします。

それから、私は社協で市民後見人の育成に関わっているんですけども、これを受講した人が一番印象に残ったのは何かといたら当事者の話だったということ、町田でもほかの自治体でも聞きます。やはり当事者の方が発信する場をどうつくっていくかは障がい理解でとても大事なかなと思ってしまいました。

それでは次の議題として、【3】その他の（2）障がい者青年学級事業についてを準備していただいているので、事務局からお願いします。

○中山主事 事務局の中山です。

私からは、障がい者青年学級事業についてお伝えします。

前回12月に開催いたしました第3回協議会で、障がい者プラン21-26（後期計画）の重点施策2に基づいた町田市障がい者青年学級事業再構築の進捗について報告させていただきました。その中で御質問、御意見があった5つの内容について、所管課である生涯学習センターに確認いたしましたので、その回答をお伝えいたします。

資料はないんですけども、口頭でお伝えさせていただきます。

まず1つ目、抽選制度は2026年度からスタートになるのかという御質問につきましては、生涯学習センターから「抽選制度の導入も視野に入れて、2026年度の事業再構築を目指し準備を進めていますが、2024年度は学級生と共に活動するボランティアスタッフ、いわゆる担当者が減少した上に、改修工事に伴う当センター休館により不慣れな場所での活動となっていることから、現時点においては事業実施に当たり安全を最優先して、安全性確保のための対策を講じ

ながら活動を続けている状況です。そのため導入時期については、このような現状を踏まえ、安全に事業を実施できるような環境整備に努めながら検討していきます」と回答がありました。あくまでも予定ということで、御承知おきいただけたらと思います。

2つ目に、抽選制度については賛否両論があったが、確定なのか。また、抽選制度を導入することに対して家族からは賛同を得ているのかという御質問がありました。「抽選制度の導入を含めて、事業再構築に関する詳細については今後、家族や関係者への説明会、個別面談などを通して理解を得ていきます」と回答がありました。

3つ目に、「活動中の事故などが起こるおそれが年々高まる状況にあります」と記載があるが、具体的にどのような事故が起こっているのか教えてほしいという質問につきましては、「学級生の行方が分からなくなってしまう、学級生がほかの施設利用者のものを手に取ってしまう、学級生がほかの施設利用者の活動を中断させてしまうなどの場面が見られます」と回答がありました。

4つ目に、改修工事が終わったら活動回数はもとの回数に戻るのかという質問につきましては、「改修工事後の活動回数については、現状を踏まえ、安全に事業を実施できるような環境整備に努めながら検討していきます」と回答がありました。

5つ目、こちらは質問ではなく御意見で、回数を減らすことでこれまでの活動に行けない人がいる。その代替策を、生涯学習センターだけでなく障がい福祉課とも連携して対応を考えてほしいという内容につきましては、「当センターにおいても今後の事業実施に当たり、障がい福祉課と連携できればと考えています」と回答がありました。

社会教育としての事業は生涯学習センターが所管であり、障がい者の余暇活動の充実やレクリエーション機会の提供については障がい福祉課が担当しているところであり、取組が重なるところも多い分野であるため、障がい福祉課としても今後、連携した動きをしていきたいと考えております。

御意見、御質問についての回答は以上になります。

再構築の議論については生涯学習センター運営協議会の中で話し合われている内容ではありますが、進捗状況につきましては引き続き、障がい者プランの取組の報告に合わせて障がい者施策推進協議会でも丁寧に状況報告をしていきたいと思っております。

生涯学習センター運営協議会のこれまでの詳細や今後の予定等につきましては、町田市生涯学習センター運営協議会のホームページでも御覧いただけます。今年度の運営協議会は2月で終了していますけれども、来年度——2025年度の最初の運営協議会は5月に開催されるとのこ

とです。

以上で説明を終わります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

今の御説明について、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○土田委員 今の御説明を聞いて、やはり安全性の確保とか——先日聞いた話ですけれども、行方不明にしないために「3人のスタッフがついていたのよ」と聞いたりしているんですね。行方不明になってしまうというのは、その人はそこにいたくないからいなくなってしまうのではないかとも思うんですね。本当にその人がそこにいたくて、そこにその人が楽しめるプログラムがあるなら、その人は逃げたりはしないと思うんですけれども、どういう理由で連れてこられたのか分かりませんが、すごくアンマッチな感じを受けています。

もともと青年学級がどうだったかよく分からないんですけれども、私の印象では、働きに出ている割と軽度の方たちが集まって、お互いに日頃の悩みなどを話し合える青年たちの場所であるという印象だったので、日頃の悩みを話し合うとか、そういうことはできない人たちがどんどん増えてきて、今までの若者たちが話し合う場所が逆に奪われてしまうなら、それはその人たちに対して申し訳ないし、軽度の人たちは受けられるサービスも少なく、そこが本当にかげがえのない場で働く糧になっていたのではないのかなと思うと、その人たちを抽選ではじくとか「もう卒業してください」と言うとか、そういうのはちょっと違うのではないかと思うし、その逃げ出してしまう人たちにはまた別の場所、楽しめる場所を提供してあげればよいのではないかなと、すごく思っています。

○石渡会長 土田委員、大事な御指摘ありがとうございました。

私は、この青年学級のことをこれまでもう3回ぐらいここの協議会でやっているんですけれども、担当部署の人が参加していないのはおかしいと思います。今の土田委員のような声を担当している方にしっかり受け止めていただかなかっただら、変わっていかないのではないかというのが私の意見でもあります。

軽度の方について、支援が必要でありながらなかなか届かないというあたりについては、やはりこの推進協議会でいろいろ出ている意見をしっかり押さえて検討していただくことが必要なのではないかと改めて思いました。

すみません、自分の意見も含めて言ってしまいましたが。

○陶山委員 実は生涯学習センター運営協議会で青年学級の在り方検討をしていた数年間、私は委員長を務めておりました。商工会議所とは全然関係ないところではあるんですけれども。

そこで感じていたこととか今後のこととか、何も発言しないのも変だなと思うので発言させていただきたいと思いますけれども、本当に、全国に誇れる活動をしてきたことは間違いないですね。叶内委員が大学生の頃からあるわけでございますし。ただ、その頃は今ほど障がいをお持ちの方を支援する福祉サービスが充実していなかったこともあって、教育の分野で誰もが学べる環境をつくるというところで始まったものでした。

近年、問題になっていたのは、長いこと預けている親御さんたちの高齢化の問題が大きいなと思っています。「私たちも高齢化したときに、週末とかに子供を預かってもらえることはすごく助かるの」と。ただ、その中でも議論としてあったのは、教育機関に子供を預けて親のレスパイトというのは、もともとの趣旨がずれてしまっているかもしれないということでした。

ただ、生涯学習センターで協議をするから、高齢になりつつある障がいをお持ちの方の親御さんの高齢化の問題が積極的に議論されるということは、ちょっとずれ始めてはいましたけれども、やはり8050だったり、今は6090だったりと言われる高齢の親御さんが高齢になりつつあるお子さんを支援しながら日常生活を送る困難さというのは確実にあるので、レスパイトではないよねという議論は何度もありましたけれども、委員長を務めながら、高齢の親御さんたちの居場所だったりそのコミュニティは確実に必要だなとは思っていました。

町田の丘学園の歴代のPTAの皆さんとも話をする中で、やはり「私たちが行ける場所ではないと思っていました」という意見が多くて、多分、受け入れてもらえる人数が2人とか3人だったりするから、みんなで行けるところではないから私たちは諦めましょうということでは何かの場所を探していましたということもあったので、これは門を広げていくことは必要だなということで、真剣に議論しました。

また、新しくお受けするということは、一定期間での卒業が必要かもしれないということもあって、いろいろな人が卒業後の取組をやってくださっていますが、その方たちの活動の場所が不安定なんですよね。くじ引きしないと場所がない状況なんです。なので、安定した場所を確保することができれば、もしかしたら町田市民の中で、卒業したりそういう方たちを継続的にお受けしようというところはあるやもしれないということはあるんですけども、とにかくそこを何とかしなければいけないというのがあったと思います。

それから、実際に青年学級を開催している方たちからお話を伺う中で、これは重要な問題だなと思ったのが、サポートしてくれる皆さんの居場所でもあるということなんですよね。なので、ちょっと言葉を選びにくいですがけれども、社会的に不安定ではあるんだけど、青年学級に行くとみんなと自分らしさを発揮して活動できるという方たちの居場所がなくなるのは…

…、青年学級の問題というよりも障がい福祉分野の問題かなとも思いました。

なので2つ、教育分野では、親のレスパイトのために小学校、中学校に行かせることが常識化するとはなかなか考えにくいので、子供のためのものであることに変わりはないわけですが、ただ、高齢の親のレスパイトは確実に必要な状況になっているということと、そうですね、サポーターさんたちの活躍の場を、自宅にいるのではない、一般就労するのではない、中間の方たちの居場所をそろそろ本気で考えていかないといけないんだなということは、委員を務めながら感じていたところでございます。

○小泉委員 今、土田委員と陶山委員のお話を聞きまして、青年学級の問題は本当に、いろいろなニーズをそこで受け止めていて、いろいろ支援が必要なことを、町田の場合は全部青年学級で引き受けていらしたんだなということが本当によく分かりました。

1つ情報提供ですけれども、今、障がい児の放課後等デイサービスの枠の中で、まだ法定の仕組みにはなっていませんけれども、青年期の人たちの居場所を放課後等デイサービスの枠の中で始めている事業所が東京の中で13か14ぐらいあると最近聞きまして、まだ財政的には持ち出しでやっていらっしゃる状況と聞きましたけれども、そういう新しい、町田の場合、青年学級だけではなく、もしかすると新しい仕組みといたしますか、いろいろ考えていかなければいけない時期だということでもあるんだなと思いました。

ありがとうございます。

○石渡会長 小泉委員、ありがとうございます。

今の小泉委員のお話につなげると、福祉的就労の場の利用者の方も、3時とか4時で終わった後の時間をどうするのか。やはり放課後等デイサービスでかなり丁寧に学齢期の支援をしてもらった方たちがそういう隙間をどうするのかみたいなども今、結構いろいろなところで問題になっていますので、やはり新しいいろいろな課題が出ていることが、青年学級の問題とも関連して考えさせられますので、これはやはり福祉の立場からじっくり掘り下げなくてはいけないことだなと、今、委員の皆さんの御意見を聞いていて思った次第です。

すみません、まだ御発言したい方もいらっしゃるかと思いますが、終了しなくてはならないタイムリミットが迫っていますので、【3】その他の(3)委員改選についての御説明をお願いいたします。

○中山主事 私からは資料5に基づいて、委員改選について御説明いたします。

お配りしている名簿は、現在の委員の皆様の年数が記載された資料になりまして、「年数」と記載している列が現在の在任年数、その隣の「2025年11月1日時点での年数」と記載されて

いる列が、次の委員改選で継続して委員になっていただいた場合の年数となります。

委員の任期は3年、途中で交代があった場合でも、前の方の残任期間で通算3年となっております。現在の委員の任期は2022年11月1日から始まっておりますので、2025年10月31日に任期が終了となり、委員改選となります。

委員改選に当たりまして、規則上、委員の在任期間は通算で原則10年までとなっておりますので、11月1日時点で10年を超える委員の方は2025年10月末で終了となり、後任の方を検討していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 ……という御説明をいただきましたが、この件について、御意見がおありの方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○叶内委員 時間のないところ、すみません。

先ほどの事務局の説明によると委員の期間は10年が最大で、11月1日時点で10年になる人は違う人を推薦してほしいと理解したんですけれども、それはそれで、それが正しいと思うんですが、今の年数を見ると10年をはるかに過ぎている方がいらっしゃるのではないですか。そこは我々委員としてどう理解したらいいのでしょうか。

○中山主事 町田市障がい者施策推進協議会の規則の中で、原則最大10年となっておりますので、今、10年を超えてしまっている方もいらっしゃるんですけれども、今回ちょっと規則に基づいて整理させていただいて、10年以上の方には後任の方を検討していただく形になります。

○叶内委員 ありがとうございます。

○石渡会長 ほかに御意見がおありの方は。

○堤委員 すみません、最長の年数になっているんですが、3年前にもちょっと問題になったかもしれませんが、同じ団体から誰かを出して交代するだけでは済まないのが部会の問題で、年度の真っ只中で10年以上の部会員ががらっと変わってしまうと、この協議会の委員だけでなく部会の委員も、10年を超えている人たちが今まで積み上げてきて、半分ぐらいががたっといなくなってしまうという状況はすごく問題。それは年度どおりにやったとしても問題だと思うんですけれども、10月という中途半端な時期に変わるのを、せめて年度いっぱい交代というふうにはできないのか、たしか3年前にもそんな意見が出ていたと思うんですが、どうなんでしょうか。

○森本主任 事務局の森本です。

今、堤委員がおっしゃったように、やはり年度の区切りというところがあって、我々も3年前の委員改選のときに検討したところでございます。

附属機関の委員の条例だとか規則を管轄している部署に相談したところ、今の施策推進協議会の条例では、委員の期間は「3年とする」ときっちり決まっております。我々も年度で異動だとかいうこともあるので、年度で区切りたいということで検討はしたんですけども、やはり今の期間が3年になっていて、「3年以内」ではなく、もうきっちり「3年」と明記されているので、年度区切りで2年半等にすることは、今の条例上できないという回答を得ました。

ですので今の条例の書き方、内容からは、今、原則11月1月から10月31日までを委嘱の期間とさせていただいておりますので、11月始まりの10月終わりというところがどうしても継続になってしまう状況でございます。

○堤委員 条例って改定できないんですか。

○桑原課長 法制担当にも相談したんですけども、そういう期間の問題で条例を改正することはできないようなんですね。ですので、運用の中でうまくやっていくしかないということになります。

○石渡会長 すみません、意見です。

そのような規定になっていて、条例上3年というのが中途半端な期間で、変えられないということですけども、実際にこの施策推進協議会の機能から考えたら、今、堤委員や小野委員が変わってしまったら、今まで部会で検討していたことが蓄積とか継続できないことになってしまうというのは、本当に現実の問題としてあると思います。

やはり規則等に関しては、そういう現実面を踏まえたところで規則どおりではない運用の仕方をする自治体は多いと私は理解しています。

議事録作成用の音声データ不明瞭のため、以下要約。

事務局から改めて規則に基づく任期について説明。委員からは、部会によっては委員の半数以上が交代する場合もあるため、協議会運営上、影響があるのではないかというご意見や、組織の硬直化を防ぐためにも、条例を変えないのであれば10年ごとに組織を変えたほうが良いとのご意見が出た。委員改選時期になったらそれぞれの団体で後任について検討する流れになる。

○事務局 閉会の挨拶

20時40分閉会